

大飯原発F 6 破砕帯の再掘削調査を求める緊急要請

2012年7月5日

内閣総理大臣 野田佳彦 様
経済産業大臣 枝野幸男 様
関西電力社長 八木 誠 様

去る7月3日に開かれた原子力安全・保安院による地震・津波に関する意見聴取会で、専門家によって活断層である可能性が指摘されている大飯原発直下のF-6破砕帯の活動性に関する審議がなされませんでした。理由は、関西電力が、同原発設置時に撮影された同破砕帯のトレンチの写真などを紛失し、今回の意見聴取会に向けて提出しなかったためであるとのことでした。

そうであるとするならば、関西電力の事業者としての適格性を疑わざるをえなくなります。そのように大事な資料の保管もできない電力事業者に、原発のような尋常を超えた危険な装置を運転させることはできないはずです。

また、保安院には、それらの資料がないのでしょうか。ないということであれば、保安院も監督能力を欠落しているということになります。このようなことでは、政府に原発行政を任せることはできません。

さらに、今回の意見聴取会では、一般傍聴が認められず、傍聴希望者は別室のモニターによって会の進行を視聴させられました。この、保安院による市民の参政権に対する厳しい制限は、上述の関西電力のサボタージュに対する尋常を超えた寛容と異常な対比をなしており、到底、容認されるものではありません。

私たちは、政府と関西電力が、大飯原発の安全性の確保をないがしろにし、防災対策も立てられないままに再稼働をさせることには、大きな疑問を表明してきていました。上述の政府と関西電力の無責任と監督・管理能力の欠落によって、大飯F-6破砕帯の再調査が先延ばしにされることは、昨年3月11日以前の安全神話のくり返しにほかなりません。それを見過ごすことはできず、以下の緊急要請を行うものです。:

要請事項

1. 次回の意見聴取会が開かれるまで大飯3号機の運転を停止することを求めます。
2. 次回の意見聴取会までに大飯原発のF-6破砕帯の再掘削調査を第三者の立ち会いのもとに実施し、その結果をもとに次回会合で破砕帯の評価をすることを求めます。
3. 次回以降の意見聴取会では、傍聴は同室傍聴とすることを求めます。
4. 原発の停止に伴って発生している立地の各地域における雇用と経営の困難に対して、即、援助の手だてを取ることを求めます。

6・17集会
「いのちが大事、今なぜ再稼働？
ふくいでつながろう」
実行委員会

連絡先：〒919-1301
福井県若狭町気山 145-6-1
石地 優